

## 瀬戸市子どもの権利条例案について

### 条例案作成の理由について

本市では、第6次瀬戸市総合計画の3つの都市像のひとつである「安心して子育てができる、子どもが健やかに育つまち」の実現に向け、瀬戸市子ども総合計画を策定することとし、平成30年度に市内の子どもとその親を対象にアンケート調査を行いました。

アンケートの結果からは、幸せな環境で夢を持って日々暮らしている子どもがいる反面、差別や虐待、貧困、いじめ、自由な意思の表現が抑えられる等に悩み苦しむ子どもたちがおり、子どもの権利が守られているとは言い難い状況にあることがわかりました。

子どもは、生まれながらにして、一人一人が独立した人格を持ち、自らの力で未来を切り開く主体です。子どもは、大人と同じように、一人の人間として様々な権利を有しています。国際連合は、子どもの基本的人権を保障するための「児童の権利に関する条約」を1989年（平成元年）に採択し、1990年（平成2年）に国際条約として発効しました。わが国はこの条約を1994年（平成6年）に批准しています。

子どもは、一人一人がかけがえのない存在で、周りの人達に大切にされ、愛されて育てられなければなりません。

子どもは、健康な生活ができ、適切な医療を受けられることができ、虐待、いじめ、体罰から守られなければなりません。

子どもは、差別を受けず、プライバシーを守られなければなりません。

子どもは、自分らしく生きるために、自分自身の存在を認められ、尊重され、自分のことを自分で決められ、自分の目標に挑戦することができなければなりません。

子どもは、自分の意見を表明する機会を与えられ、意見が尊重されることが必要です。

これらを踏まえ、本市においては、子どもの最善の利益が優先して考慮されることを基本理念とした瀬戸市子ども総合計画に基づき、子どもの健やかな育ちをまちぐるみで総合的かつ計画的に推進するに当たり、その基盤として子どもの権利を守り、子どもの権利が保障される環境（子どもにやさしいまち）を整えることが重要です。

のことから、本市は、子どもの権利を保障することを目的とした条例の制定について検討し、子ども・若者会議において子どもの権利について子ども・若者のみなさんの声を聴き、その内容を尊重し、瀬戸市子どもの権利条例案を作成しました。

## 瀬戸市子どもの権利条例案 要綱

### 1 目的

この条例は、子どもの守られるべき権利と、瀬戸市を始め、保護者、学校等関係者及び地域住民等の責務を明らかにするとともに、子どもの権利を保障するための支援、子どもの権利侵害からの救済及び回復のための施策の基本となる事項等を定めることにより、子どもの権利を保障することを目的とします。

### 2 守られるべき子どもの権利

国際連合が国際条約として発効した「児童の権利に関する条約」に基づき、次の4つの項目を、守られなければならない子どもの権利と定めました。

- (1) 安全に安心して生きるために守られなければならない権利
- (2) 自分らしく生きるために守られなければならない権利
- (3) 自分に関わることに主体的に参加するために守られなければならない権利
- (4) のびのびと豊かに育つために守られなければならない権利

### 3 子どもの権利を保障するための瀬戸市や保護者等の責務・役割

子どもの権利を保障するため、瀬戸市、保護者、学校等関係者、地域住民等の責任や役割を定めます。

- (1) 瀬戸市は、国等と連携とともに、あらゆる施策を通じて、子どもの権利を保障するよう努め、必要な施策を実施します。
- (2) 保護者は、子どもの養育及び成長について責任があることを自覚し、子どもが健やかに育つよう努めます。
- (3) 学校等関係者は、子ども一人一人の発達段階に応じ、子どもが主体的に学び、育つことができるよう、必要な支援をするとともに、虐待、いじめ等に瀬戸市や関係機関と連携して対応します。
- (4) 地域住民等は、子どもを、共に暮らす地域社会の一員として認め、子どもが地域で健やかに育つよう支援するとともに、安全で安心な地域づくりに努めます。

### 4 子どもの権利を保障する支援

子どもの権利を保障するため、瀬戸市と学校等関係者が取り組むことを定めます。

- (1) 瀬戸市は、子どもの権利について周知を図り、瀬戸市子ども総合計画に示す施策を総合的かつ計画的に実施するとともに、瀬戸市は子どもの意見表明の場として、子ども・若者会議を位置づけ、子ども総合計画を改定する場合は、子ども・若者会議を始めとする子どもの意見を聴取する機会を設け、その意見を尊重します。

また、保護者が子どもの権利を守りながら安心して子育てができ、

## 第3章 市の責務

その責務を果たせるように必要な支援をします。

- (2) 濑戸市と学校等関係者は、関係機関と連携し、子どもへの虐待防止や、虐待等を受けた子どもを適切かつ速やかに救済等をするために、必要な取組を実施します。
- (3) 濑戸市は、子どもが自発的に様々なことを体験し、及び仲間と交流する場を設けます。
- (4) 濑戸市及び学校等関係者は、子ども及び保護者がいつでも安心して相談できる場を作る等の支援をします。また、特別に支援が必要な家庭及び子どもに対し、安心して暮らすことのできるように必要な支援をします。

### 5 子どもの権利侵害からの救済及び回復

瀬戸市は、子どもの権利侵害に対し、適切かつ速やかに救済するために、子どもの権利について見識のある方等により構成する子どもの権利擁護委員を置きます。

子どもの権利擁護委員は、子どもの権利侵害についての相談を受けるほか、必要な場合は、子どもの権利を侵害した者に対して、是正措置を講ずるよう勧告すること、又は制度の改善を要請することができます。

# 瀬戸市子どもの権利条例案について

## ○目的

瀬戸市は、子どもにとって最善の利益（＝もっともよいこと）を一番に考え、子どもの権利を守るため、大人が果たす役割について、きまりを作りました。

## ○子どもの権利について

子どもは、ひとりひとり守られなければならない権利があります。それは、次のとおりです。

- ・まわりの人に大切にされ、愛されること。
- ・健康な生活ができ、適切な医療が受けられること。
- ・虐待、いじめ、体罰から守られること。
- ・差別を受けないこと。
- ・プライバシーが守られること。
- ・自分らしく生きるために、存在を認められ、自分のことを自分で決められ、自分の目標に挑戦できること。
- ・意見を言える機会が与えられ、尊重されること。

## ○子どもの権利を守るために、大人がやること

- ・市役所がやること

子どもの権利を守るために、子どもに関わる仕事を計画的に取り組みます。

子どもの権利について、みんなに知ってもらえるようにします。

子どもが意見を言える場をつくり、子どもの意見を聴いて、子どもに関わる仕事の計画を立てます。

子どもがいろんなことを体験できるようにします。

保護者が安心して子育てができるように取り組みます。

#### ・保護者がやること

子どもを育てることに責任を持ち、子どもがすこやかに育つようにします。

#### ・学校などがやること

子どもひとりひとりに合わせ、子どもが学ぶこと、育つことができるよう子どもと関わります。

虐待や体罰に対して、大人全体で取り組み、子どもが守られるように対応します。

いじめの発見や防止に努め、いじめのない社会を目指します。

#### ・地域に住む人がやること

子どもを社会の一員として、地域ですこやかに育つことや、子どもが安全で安心な場所で過ごせるような地域づくりに取り組みます。

### ○子どもの権利が守られなかったとき

子どもの権利を守るために、権利が守られていない子どもの話を聞き、関係するところと話し合い、改善していくことを権利に詳しい大人（「子どもの権利擁護委員」という人）がやってくれます。